

岩手労働局発表
令和元年11月15日

【照会先】
岩手労働局労働基準部健康安全課
課長 高橋 友行
課長補佐 和野内 利幸
(電話) 019-604-3007

「令和元年度 いわて年末年始無災害運動」を実施します

～岩手労働局長によるPR用のぼり旗の設置を行います～

岩手労働局（局長 おじか まさや 小鹿 昌也）は、年末年始の労働災害防止を目的に「令和元年度 いわて年末年始無災害運動」を、岩手労働災害防止団体連絡協議会と共催で実施します。

運動の初日に先立ち令和元年11月29日には、この運動のPRのため、矢巾町流通センター南二丁目において、岩手労働局長を始め、岩手労働災害防止団体連絡協議会の役員等によるのぼり旗の設置セレモニーを行います。

のぼり旗設置セレモニー

- 日時 令和元年11月29日（金）午後1時30分から
- 場所 ・セレモニー
陸上貨物運送事業労働災害防止協会岩手県支部
（紫波郡矢巾町流通センター二丁目9-1（岩手県トラック協会内））
・のぼり旗設置
主要地方道盛岡和賀線沿線の広宮沢公園前、岩手トラックターミナル前、岩手県トラック協会前

運動の主唱者：岩手労働局 岩手労働災害防止団体連絡協議会

運動の期間：令和元年12月1日～令和2年1月31日

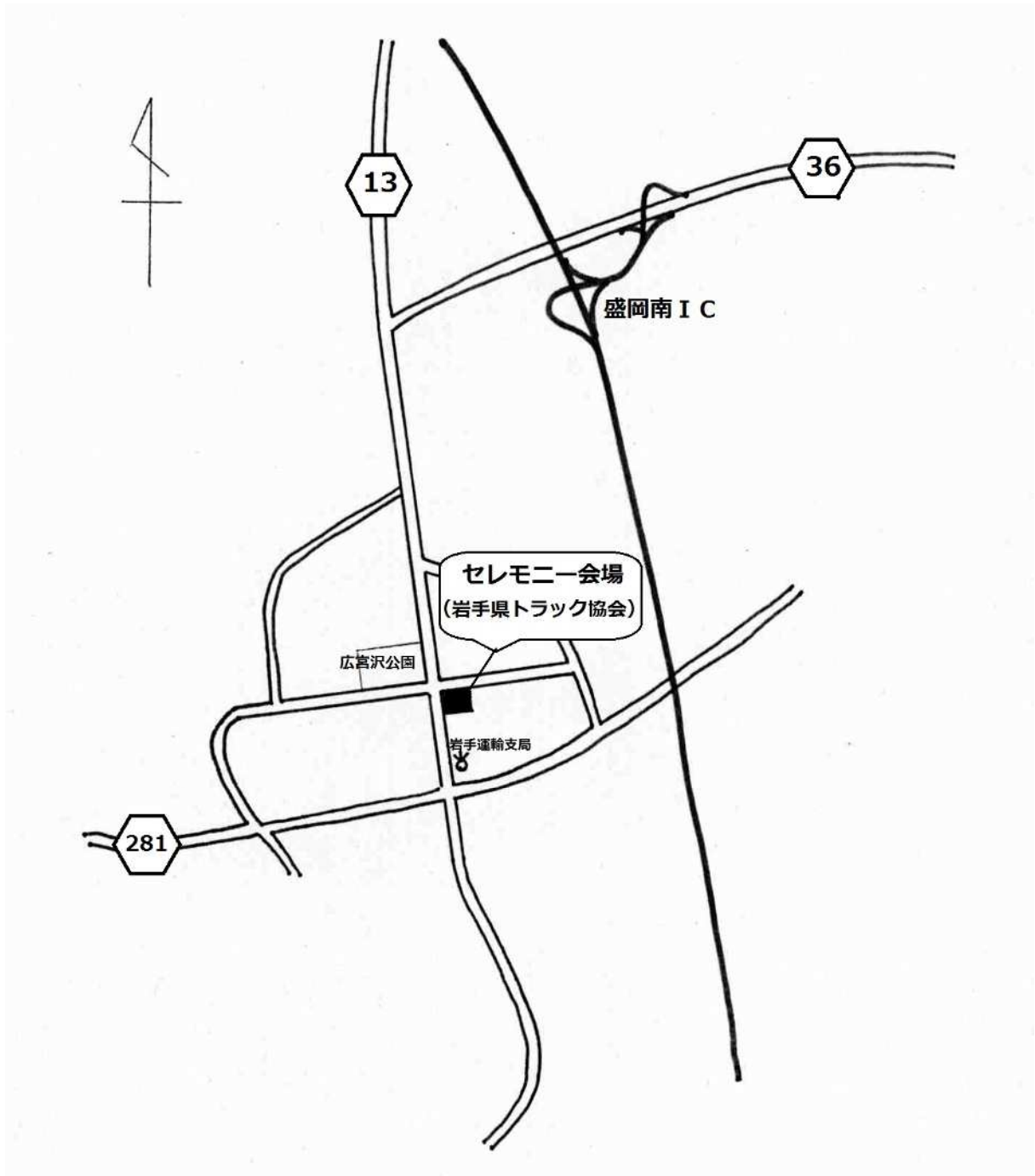
運動の趣旨：年末年始は、慌ただしさに加え、特に岩手県内では、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有の労働災害が多く発生し、その死傷者数は、毎年、実施期間中の全数のうち、転倒災害では約6割、交通労働災害では約5割を占めています。

そのため、冬季における労働災害を防止することを目的として、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動して、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものです。

（詳細は別添の実施要綱のとおり）

実施期間中は、各労働基準監督署において地域の労働災害防止団体等と連携し、協議会を開催するほか、安全パトロールなどを実施し、冬季特有災害防止の徹底について事業場に働きかけを行います。

セレモニー会場案内図



令和元年度 いわて年末年始無災害運動実施要綱

1 趣旨

岩手県内における労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成26年まで5年連続の増加となっていたが、平成27年、28年は2年連続で減少した。しかし、平成29年は増加に転じ、平成30年は前年比2人、0.1%の減少にとどまっている。

平成30年度を初年度とする第13次労働災害防止計画では、5年間で県内の労働災害による死亡者数を年間16人以下（対平成29年比30%減）に、死傷者数を年間1,285人以下（同5%減）にすることを目標としているが、本年においても労働災害の減少傾向は認められるものの、第13次労働災害防止計画の目標を達成するには、より一層の対策が必要である。

このような状況の中、これから迎える年末年始は、慌ただしさに加え、凍結、積雪等の自然要因も加わり、労働災害のリスクが高まる時季となる。

本県の場合は、凍結路面での転倒、車両のスリップ事故など冬季特有要因による労働災害の死傷者数が、毎年、年間の全死傷者数の2割を占めている。特に、転倒災害の約6割、交通労働災害の約5割が12月から1月の間に発生しており、冬季における労働災害を防止することが極めて重要である。

このため、「令和元年度いわて年末年始無災害運動」は、関係者が職場の安全の重要性について、なお一層深く意識し、労働災害の発生リスクを的確に把握して対策を講じていくための重要な取組と位置付け、準備期間を含めて、各労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動と連動しながら、労働災害の根絶に向けた取組を強力に推進するものとする。

2 実施期間

令和元年12月1日から令和2年1月31日まで
（準備期間 令和元年11月1日から11月30日まで）

3 スロ・ガン

「あなたの安全家族の願い 年末年始も無災害」

4 主唱者

岩手労働局、岩手労働災害防止団体連絡協議会

《岩手労働災害防止団体連絡協議会メンバー》

（公財）岩手労働基準協会

建設業労働災害防止協会 岩手県支部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 岩手県支部

林業・木材製造業労働災害防止協会 岩手県支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会東北総支部 岩手支部

（一社）日本砕石協会 岩手県支部

（一社）日本ボイラ協会 岩手支部

（公社）ボイラ・クレーン安全協会 岩手事務所

（公財）岩手県予防医学協会

（公社）建設荷役車両安全技術協会 岩手県支部

岩手県陸砂利工業組合

（独法）労働者健康安全機構 岩手産業保健総合支援センター

5 協賛

岩手県商工会議所連合会
岩手県商工会連合会
岩手県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策協議会

6 実施者

各事業場

7 実施事項

(1) 主唱者の実施事項

- ア 構成団体各支部等の地区連絡会議の開催等
- イ 構成団体各会員への運動周知
- ウ 構成団体各会員への労働災害発生状況の提供
- エ 協賛団体、国の機関、地方公共団体等への協力要請
- オ 報道機関等に対する広報の実施等
- カ 安全パトロールの実施等事業場指導の実施
- キ リスクアセスメント指針の周知

(2) 各事業場の実施事項

- ア 冬季特有災害の防止
 - 転倒災害の防止（「STOP！転倒災害プロジェクト」の推進）
 - 車のスリップ事故等交通労働災害の防止
 - 墜落・転落災害の防止
 - 一酸化炭素中毒の防止
- イ リスクアセスメント・危険の見える化の実施
- ウ 「安全決意宣言」の実施
- エ 労働災害防止団体が実施する年末年始無災害運動への参加